

精神保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院)診断書作成上の留意点

精神保健福祉手帳は「精神保健福祉法」、自立支援医療は「障害者総合支援法」に基づきます。

1. 精神保健福祉手帳

1) 精神保健福祉手帳の診断書を作成できる医師は以下のとおりです。

この診断書を記載する医師は、原則として精神保健指定医又は精神科医とするが、てんかんの患者について内科医が主治医となっている場合のように、精神科以外の医師であっても、精神障害の診断又は治療に従事していると言える医師は含まれる。

(国 精神障害者保健福祉手帳制度実施要領から抜粋)

2) 診断書には、「**主たる精神障害**」の病状や状態、現在までの治療経過等を書いてください。

「**主たる精神障害**」が次の場合は特に注意してください。

てんかん：薬物治療下で2年以上発作が治まっている場合は、原則対象外です。

適応障害：適応障害は発病から6ヶ月以上越えません。

知的障害：まずは療育手帳の取得を御検討ください。

精神保健福祉手帳では F7x.0 は対象外です。F7x.1「介助あるいは治療を要するほど顕著な行動障害」または F7x.8「特定不能の行動障害」が認められないと対象になりません。

高次脳機能障害：ICD コードは F06. x と記載してください。

身体障害者手帳を所持している場合にその旨を記載してください。

※いずれも自立支援医療の対象にはなりません(医療の範囲は次ページ参照)。

また、主たる精神障害には診断名をご記載ください。(うつ状態等では対象になりません)

3) 器質性精神障害の失語や麻痺等、身体障害に分類すべき症状に関しては精神障害の認定に加味しません。身体疾患が精神症状に影響する場合は、身体疾患と精神症状の関連を詳しく書いてください。

4) 「6 生活能力の状態」欄の「(2) 日常生活能力の判定」が全て「自発的にできる」及び「適切にできる」、「(3) 日常生活能力の程度」が「ア 精神障害は認めるが日常生活及び社会生活は普通にできる」場合は、原則対象外となります。

5) 新規診断書は主たる精神障害に係る初診日から6ヶ月以上経過した日付のものに限ります。更新は有効期限の3ヶ月前から可能です。記載から3ヶ月以上経過した診断書は受け付けません。

6) 英略字は、精神科医療領域や日常生活上、通常に使用されているもの以外は日本語を併記してください(病名には英略字は用いないでください)。

7) 「3 発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容」欄については規定のフォントサイズ 10 ポイントで枠内に収まるよう内容を精査して記載してください。

8) 本県の診断書様式(A3)をお使いください。A4の場合はA3にさせていただくか、裏面を貼り合わせてA3にし、左右一対であることがわかるよう割り印をしてください。A4両面印刷での提出はご遠慮ください。

2. 自立支援医療（精神通院）

1) 自立支援医療（精神通院）の対象及び医療の範囲は以下のとおりです。

- ・ 自立支援医療（精神通院医療）の対象となる精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に定める統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にあるものである。
- ・ 精神通院医療の範囲は、精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して病院又は診療所に入院しないで行われる医療とする。ここで、当該精神障害に起因して生じた病態とは、当該精神障害の治療に関連して生じた病態や、当該精神障害の症状に起因して生じた病態とし、指定自立支援医療機関において精神通院医療を担当する医師（てんかんについては、てんかんの医療を担当する医師）によって、通院による精神医療を行う事ができる範囲の病態とする。
- ・ 複数の診療科を有する医療機関にあっては、当該診療科以外において行った医療は範囲外とする。
- ・ 症状が殆ど消失している患者であっても、障害の程度が軽減している状態を維持し、または障害の再発を予防するために入院によらない治療を続ける必要がある場合には対象となる。
(国 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱から抜粋)

2) 主たる精神障害の ICD コードについて、「F00～F99、G40」以外は対象外です。

知的障害：原則 F7x.0 は対象外です。F7x.1 「介助あるいは治療を要するほど顕著な行動障害」または F7x.8 「特定不能の行動障害」等治療の必要性が認められないと対象になりません。

3) 主たる病名が【F4～F9】の場合は「重度かつ継続」の確認のため、精神保健指定医番号もしくは精神科医療従事年数（3年以上必要）を記載してください。

4) 「5 (1) 投薬内容」欄は病名に関する薬剤名のみを記載してください。同一種類の向精神薬が3種類以上処方されている場合は、その理由を備考欄に明記してください。

5) 「5 (2) 精神療法等」欄につきましては、治療内容がわかるように具体的に文章で記載してください。てんかん等で身体医学的な治療が主になっている場合も、生活指導・家族への助言等、薬物療法以外をご記載ください。また、「6 今後の治療方針」欄につきましても、公費負担による精神科の通院治療継続の必要性がわかるように、今後の取り組み等について目標・目的や内容などを具体的に文章で記載してください。

6) 英略字は、精神科医療領域や日常生活上、通常に使用されているもの以外は日本語を併記してください（病名には英略字は用いないてください）。

7) 指定自立医療機関は、原則各1カ所です。ただし医療に重複がなく、やむを得ない事情があると判断できる場合は同一の受診者に対し複数指定することは妨げませんが、その旨がわかるよう診断書内に記載してください。新規の場合は、別途書類を添付してください（医師の意見書等）。

8) 本県の診断書様式(A3)をお使いください。A4の場合はA3にさせていただくか、裏面を貼り合わせてA3にし、左右一対であることがわかるよう割り印をしてください。A4両面印刷での提出はご遠慮ください。